令和５年度　事　業　計　画　書

（令和５年４月１日から令和６年３月31日）

３年にわたるコロナ過は、私たちの生活や意識に大きな影響をもたらしましたが、行動制限がなくなり、今後は新型コロナウイルスと共存するウィズコロナを意識した日常の浸透が進むものと考えられます。
また、あらゆる分野における相次ぐ値上げは、これからも続く見込みで、ますます家計への圧迫が強まるものと思われます。

近年の高度通信技術の急速な進展やグローバル化は、私たちの消費行動を大きく変え、消費者の選択肢は拡大し、利便性も向上し、様々なサービスを受けることができるようになりました。
一方で消費者トラブルは複雑化しており、また、昨年４月から施行された成年年齢の引き下げは、新たな世代への消費者被害の広がりが懸念されています。
こうした状況を踏まえ、多種多様な案件に適切に対応できるよう相談体制の一層の充実を図るとともに、消費者被害を未然に防止し、また、消費者が自ら考え行動できるよう、消費者教育の推進や消費生活に役立つ情報の発信に努めてまいります。

２０５０年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を北海道は一昨年３月に、帯広市は昨年６月に行っています。
脱炭素社会に向けては、国や自治体、企業だけではなく、私たち消費者の取り組みが不可欠であります。
省エネ、食品ロス、リサイクル、商品サービスの選択など、私たちが毎日の生活の中で意識して行動し、二酸化炭素削減につなげていかなければなりません。

農業を身近に感じ地元農業を応援することとなる地産地消は、食の安全の確保、生産振興、環境への負荷の軽減、食育などにつながる重要な取り組みです。
様々なメリットがあり、SDGｓ（持続可能な開発目標）に深く関わる地産地消を引き続き推進していく必要があります。

会員の高齢化、会員数の減少が続いており、人的不足、財源不足により、将来協会活動の継続が困難となることが懸念されます。
他の協会も同様の状況にあることから、情報交換をしながら、会員拡大と活動の担い手の育成の取り組み、さらには事業内容の精査を進めることが必要となっております。

令和５年度につきましても、「食の安全・安心と地産地消の推進」、「消費者力と地域力の向上」、「環境保全への対応」、「魅力あふれる協会づくり」の４つの重点項目を柱に、限られた財源の中で、効率的・効果的に事業を進め、消費者の利益の擁護、増進を図ってまいります。

【取り組みの重点項目】

1　食の安全・安心と地産地消の推進

(1)　地場農畜産物の生産者や事業所との連携を深めながら、地場食品の安全性について認識を共有する。

(2)　地産地消を推進するため、必要な調査やセミナー等を実施するほか、地場農畜産物を活用した料理教室や加工研修会を開催する。

(3)　安全で環境にやさしい地場有機農産物を推奨するため、会員への情報提供に努める。

(4)　広報活動を通して、十勝の食材を活用したレシピ等の情報発信を進める。

(5)　食品の安全に関する学習や検査を実施し、食の安全・安心に向けた取組みを進める。

(6)　食の安全基準や食品表示基準に関する情報の収集と発信に努める。

2　消費者力と地域力の向上

(1)　地域消費者講座や各種セミナー等を通じて、地域消費者の消費者力と地域力の向上を図る。

(2)　消費者が正しい知識を身に着け、正しい行動をとれるよう、若者から高齢者までのそれぞれの世代の特性に配慮しながら、学校、地域、職域など多様な場での消費者教育を推進する。

(3)　消費生活相談員による相談体制の充実と、研修参加などによる相談員の資質向上を図り、消費者被害の未然防止と被害救済に努める。

(4)　消費生活上、特に配慮を必要とする高齢者等について、地域の見守りネットワークや関係機関・団体との連携を進めながら、消費者被害の防止に努める。また、成年年齢引き下げにより広がりが懸念される若年者の消費者被害予防の取り組みを充実する。

(5)　燃料等の価格調査を実施し、価格の安定維持に向けて関係団体と連携して必要な要請活動を進める。

(6)　高齢者が安心して暮らすために、高齢社会に対応した介護・福祉・医療制度等の調査・研究を進め、情報を発信する。

(7)　デジタル化の進展による消費行動の変化に対応した情報の収集、発信を図る。

3　環境保全への対応

(1) レジ袋等削減協定の締結やレジ袋有料化による効果を把握するとともに、削減に向けた取組みを継続する。

(2)　行政・関係機関等と連携し、ごみ減量・省資源・省エネルギー及び食品ロス削減の取組を推進する。

(3)　消費行動が地球環境にもたらす影響についての認識を広め、環境に配慮した消費行動を推進し、地球温暖化防止やSDGｓ（持続可能な開発目標）達成に向けた取り組みを進める。

4　魅力あふれる協会づくり

(1)　ホームページや機関紙等などを通して、協会が取り組む各種事業内容を広く周知する。

(2)　協会が主催する各種セミナーや講習会などに、会員以外の一般消費者にも参加していただくとともに、協会で実施する消費者相談機能を充実することにより、協会活動の魅力や有益性、必要性について理解を深めていただく。

(3)　協会の活動内容を紹介したチラシの配布や新規会員に対する入会特典(エコバッグ等の提供)を実施し、会員の拡大を図る。

(4)　協会内の三部体制による事業推進を強化し、組織の活性化を図るとともに、会員への還元となる事業の充実などによる協会の魅力づくりに努め、協会活動の担い手づくりを図る。

【　事業活動計画　】

1　企画部

(1) 「くらしのセミナー」の開催

消費者問題に関する情報や、暮らしに役立つ情報について学ぶ場を設け、地域に暮らす消費者が自立した消費生活を送れるよう支援する。

(2) 動く講座の実施

食の安全・安心、地産地消及び環境問題等に関連する施設等に赴き、実地に調査を行う。

(3) 地場農産物等の料理講習会及び加工研修会の開催

地産地消を推進するため、地場農産物を活用した料理教室や味噌作りなどの加工研修会を開催するほか、牛乳の消費拡大を目的とした料理教室を開催する。

(4) 会員拡大の施策の推進と研究

会員への還元となる事業を引き続き実施するほか、新規会員には入会特典としてエコバッグ等を提供し、会員の拡大と活動の担い手づくりを図るとともに、他協会の調査など、会員拡大策についての研究を進める。

(5) 班(サークル・グループ含む)活動の活性化と支援

班（サークル）活動を定期的に実施し、会員相互の連携と消費者向けの情報発信の場となるよう支援を行い、協会全体の活性化につなげる。

(6)「みんなの消費生活展」の取組み

消費生活に役立つイベントや展示を実施するとともに、地産地消や環境保全などに関する取り組みを紹介する。

また、各種アンケートを実施し、消費者意識の把握を図る。

2　啓発部

(1) 消費生活情報の提供

① 機関紙・おびひろ消協だより「ささやき」

※　年８回程度発行し、会員に配布するとともに、コミュニティセンターなど市の公共施設に設置し、消費者情報の提供と協会活動の周知に努める。

② 事業(予定)カレンダー

※　６月に１年間の「事業(予定)カレンダー」を作成し、会員に配布する。

③ 協会のホームページにおいて、消費生活に関する最新の情報を的確かつ迅速に提供するよう、適切な管理・更新に努める。

④ ソーシャルネットワークサービス(SNS)の効果的な活用に努める。

(2) 消費者意識の啓発

① 「消費者月間（5 月）」において、啓発パネル展を実施するとともに、消費者被害防止啓発用チラシ等の配布などの街頭啓発を実施する。

② 啓発小物、DVD の作成、寸劇などの多様な啓発の手法について研究する。

③ 協会のホームページをはじめ、フェイスブックや報道機関等を通じて消費者被害の予防啓発に努める。

④ 各種イベントなど、様々な機会を通して、協会活動の紹介や消費生活、環境問題などに関する情報提供を行い、消費者意識の啓発に努める。

(3) 「みんなの消費生活展」の取組み

消費生活に関する各種展示を行うほか、省資源・再利用の取り組みとしての古新聞紙を活用した「エコバッグ」や大判ハンカチを使用した手縫いによる「キャップ」の作り方の実演、古布回収の実施などにより、環境啓発を進める。

3　調査部

(1)　消費生活に係わる各種調査・研究と消費者啓発

①　灯油・ガソリン等の価格調査を毎月実施し、(一社)北海道消費者協会と連携して、市民への情報提供と価格の安定に向けた取組みを進める。

②　食の安全・安心と地産地消の推進

・　地場農畜産物の生産現場や加工施設の調査を通じて地元食品の安全性についての認識を高め、生産者や企業と連携した地産地消の推進に努める。

・　安心して食べられ、環境にも優しい地場有機農産物の推奨、情報提供を行う。

・　環太平洋連携協定(TPP11)や日欧 EPA、日米貿易協定など、新たな貿易協定による「食」の安全基準等の情報の収集と発信に努める。

・　適正な塩分摂取や過剰摂取が体に与える影響などを調査し、市民に情報を提供する。

③　各種表示基準等の調査と情報提供

食品、製品の安全基準や表示基準など、各種表示制度の状況等を調査し、市民への情報提供に努める。

④　環境保全への対応

・　レジ袋等削減協定の締結やレジ袋有料化による効果を調査し、引き続き削減の取り組みを進める。

・　ごみ減量・省資源・省エネルギーの運動を行政や関係機関・団体等と連携して取組みを進めるほか、環境関連施設についての視察研修などの調査を実施し、会員、市民へ情報を提供する。

・　環境に配慮した消費行動の調査を実施し、会員、市民への普及啓発を進める。

⑤　高齢社会への対応

高齢化社会に対応するため、介護・福祉・医療などの制度の内容や終活の取り組み、成年後見制度や遺言、相続などの法的制度を調査し、情報提供に努める。

⑥　キャッシュレスに関する調査

多様化するキャッシュレス決済についての調査及び情報発信を進める。

(2)「みんなの消費生活展」の取組み

食品の塩分濃度の調査を始め、改正された各種表示制度の実態を把握し、広く市民に周知する。

また、介護保険制度や成年後見人制度などの高齢者支援に必要な情報を提供する。

(3)　アンケート調査の実施

各種講座やイベントなど、機会を捉えてアンケート調査を行い、消費者ニーズの把握と事業活動への反映に努める。

4　各部共通（事務局を含む。）

(1)　消費者情報の提供と消費者意識の啓発

消費生活アドバイスセンター「消費生活展示コーナー」での展示をはじめ、「消費者月間」における啓発パネルの展示や街頭啓発などにより、消費者意識の啓発に努める。

(2)　消費者教育の推進

地域における消費者講座を実施するとともに、高齢者セミナーや中学生、高校生、大学生等を対象とした講座など、様々な世代における消費者教育を進める。

また、成年年齢引き下げに伴い、若年者向けの消費者教育の充実に努める。

(3)　会員拡大の取組み

企画部を中心に協会内三部が連携し、会員増に向けた取り組みについて調査・研究す

る。

(4)　相談員による消費生活相談

消費者からの消費生活相談に対し、専門知識を有する相談員が解決に向け、適切なアドバイスや斡旋等を行う。

(5)　帯広市消費者被害防止ネットワークの機能を持つ「帯広市犯罪のない安全なまちづくり推進連携会議」の構成員として、関係団体と連携して消費者被害の未然防止に努めるほか、高齢者等に対する地域の見守りネットワークなどとの連携を深める。

(6)　各種会議と諸事業等に出席し、消費者意見の反映と関係団体との交流を深める。

①　地方公共団体等において設置される審議会等の委員として出席し、消費者意見の反映に努める。

②　消費生活相談を円滑に行うため、関係する業界・団体とのと意見交換を実施する。

③　十勝消費者大会及び北海道消費者大会に参加し、他団体との交流を深める。

(7)「みんなの消費生活展」の取組み

帯広市と共催し、消費者啓発と協会活動を紹介する場として協会内三部が連携して実施する。

(8)　帯広市からの受託業務(帯広市消費生活アドバイスセンター運営業務)の執行

①　消費者相談体制の充実と相談業務の適正かつ円滑な執行

②　各種研修参加による相談員の資質向上

③　弁護士等専門家の助言と活用による相談機能の充実

④　消費者啓発に関する情報の収集と提供

⑤　消費生活アドバイスセンター「消費生活展示コーナー」における消費者啓発の実施

⑥　消費者講座(地域講座をはじめ、中・高・大学生など世代別消費者被害予防教育講座)の実施

⑦　高齢者等の特殊詐欺被害防止に向けたセミナーの開催

5　協会活動の活性化と会員拡大

(1)　協会のホームページや機関紙等のほか、フェイスブックなどを効果的に活用し、消費生活に必要な情報を的確かつ迅速に消費者に提供することで、市民の協会活動への理解を広げる。

(2)　消費生活アドバイスセンターの消費生活展示機能の充実に努め、市民並びに会員の消費者意識の向上に繋げる。

(3)　会員向け還元事業を企画・実施するほか、新規会員には「エコバッグ」と手引本「くらしの豆知識」を入会特典として贈呈し、会員の拡大を図る。

(4)　企業・団体に協会活動に理解をいただき、協賛の継続と拡大を図り、協会活動の安定的な運営と事業の円滑な推進を図る。

(5)　班(サークル・グループ)活動のへの支援を行い、組織の活性化と会員拡大に繋げる。

6　第 52 回「みんなの消費生活展」の実施

消費生活に関する様々な情報と帯広消費者協会の活動について、多くの市民への周知の場として、帯広市と共催して開催する。

実施にあたっては、プロジェクト会議を編成し具体的取組内容を検討するとともに、全体テーマと協会内各部の取組みテーマを設定しながら実施する。

【開催日・場所】

2023 年 9 月 30 日(土) ・とかちプラザ

7　帯広市からの受託事業

「帯広市消費生活アドバイスセンター運営業務」(消費者行政推進事業補助対象を含む。)を受託して執行する。

【 帯広市消費生活アドバイスセンター運営業務 】

消費生活相談、消費生活の啓発展示、消費生活に係わる各種資料の収集及び情報提供のほか、相談員等のスキルアップのための研修参加などを行う。

また、相談体制の充実・維持を図るとともに、無料弁護士相談会を開催し、消費者問題の解決に努める。

さらに、地域消費者講座をはじめ、中学・高校等における消費者被害予防教育講座や高齢者等特殊詐欺被害防止セミナーを開催するなど世代別に消費者教育を実施する。

8　十勝消費者大会

第 46 回十勝消費者大会（清水消費者協会主管）に参加し、管内消費者協会との連携を深めるとともに、消費者活動の充実と消費者啓発及び消費者の自立推進に努める。

(1)　開 催 日　:　2023 年 7 月 7 日(金)開始・10:00 ～

(2)　開催場所　:　清水町文化センター（清水町南 3 条 3 丁目 1)

9　北海道消費者大会

第 60 回北海道消費者大会に参加し、道内の消費者協会との連携と情報交流を行う。

(1)　開 催 日　:　2023 年 9 月 29 日(金)

(2)　開催場所　:　札幌市